

昭和五十八年五月十二日

四日市市議会臨時会會議録（第一号）

四日市市議会

○議事日程

昭和五十八年五月十二日(木) 午前十時開会

- 第一 議席の指定について
- 第二 会議録署名議員の指名について
- 第三 会期の決定について
- 第四 選挙第一号 四日市市議会議長の選挙について
- 第五 選挙第二号 四日市市議会副議長の選挙について
- 第六 発議第二号 四日市市議会常任委員会委員の選任について
- 第七 選挙第三号 四日市、菟野、川越、朝日地区衛生組合議会議員の選挙について
- 第八 選挙第四号 三四伝染病隔離病舎組合議会議員の補欠選挙について
- 第九 選挙第五号 北勢公設地方卸売市場組合議会議員の選挙について
- 第一〇 選挙第六号 四日市港管理組合議会議員の選挙について
- 第一一 議案第五八号 専決処分について……………説明、質疑、討論、採決
- 第一二 議案第五九号 専決処分について……………
- 第一三 議案第六〇号 監査委員の選任について……………

○本日の会議に付した事件

- 一、議事日程第一ないし第三
- 一、日程追加 議席の一部変更について
- 一、日程追加 会期の延長について

○出席議員(四十三名)

橋野野永中豊谷田高佐坂後後小小粉訓
 本呂崎田村田口中木野口藤藤林林川霸
 増平正信忠廣基光正長寛博清也
 蔵和洋巳夫正睦介勲信次六次次隆茂男

久喜川金大大小小伊伊小青相
 多
 保野口森谷島川藤藤井山松
 博洋茂武四雅信道峯
 正等二正生雄郎敏一夫男尚

○欠席議員（一名）

川	渡	山	山	山	森	森	毛	水	水	益	前	堀	堀	古
村	辺	本	路	口			利	野	野	田	川	内		市
幸	一				安	真	道	幹	和	辰	弘	新	元	
善	彦	勝	剛	孝	吉	朗	哉	郎	子	力	男	士	兵	一

○出席事務局職員

主	主	議	議	事
事	事	事	事	務
		係	課	局
		長	長	長
玉	鈴	山	板	川
田	木	口	崎	合
耕	晴	克	大	一
士	美	彦	之	郎

午前十時一分開会

○議会議務局長（川合一郎君） 一般選挙後最初の議会でありますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第七十条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、伊藤信一議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。

〔臨時議長（伊藤信一君）着席〕

（拍手）

○臨時議長（伊藤信一君） ご紹介ただかなくても、ご承知のとおり伊藤信一でございます。僭越ではありますけれども、地方自治法第七十条の規定により、年長のゆえをもって臨時に議長の職務を行います。よろしくお願ひ申し上げます。

○臨時議長（伊藤信一君） ただいまから、昭和五十八年五月、四日市市議会臨時会を開会いたします。
ただいまの出席議員数は、四十二名であります。
これより本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付の議事日程によりとり進めますので、よろしく願ひ申し上げます。

日程第一 議席の指定について

○臨時議長（伊藤信一君） 日程第一、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第三条第一項の規定により、ただいま着席のとおり指定いたします。

日程第二 会議録署名議員の指名について

○臨時議長（伊藤信一君） 日程第二、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十六条の規定により、永田正巳君及び森真寿朗君を指名いたします。

日程第三 会期の決定について

○臨時議長（伊藤信一君） 日程第三、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。今期臨時会の会期は、本日一日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○臨時議長（伊藤信一君） ご異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は、本日一日間と決定いたしました。

○臨時議長（伊藤信一君） 暫時、休憩いたします。

午前十時四分休憩

○臨時議長（伊藤信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後三時四十九分再開

日程第四 選挙第一号 四日市市議会議長の選挙について

○臨時議長（伊藤信一君） 日程第四、選挙第一号四日市市議会議長の選挙を行います。

〔発言を求める者あり〕

○臨時議長（伊藤信一君） 小林博次君。

○小林博次君 会派の中がまだまとまっておられませんので休憩をさしてください。

〔私話する者あり〕

○臨時議長（伊藤信一君） 暫時、休憩いたします。

午後三時五十分休憩

午後五時三十二分再開

○臨時議長（伊藤信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

「議事進行」と呼ぶ者あり」

○臨時議長（伊藤信一君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 議事進行について提案させていただきます。

改選後初めての大事な議会でありながら、本日十時に開会し、今議会の付議事件について全く議題に上げることなく休憩を続け、いたずらに時間を空費してきております。この間、代表者会議が開かれ正副議長の争奪をめぐっているいろいろな駆け引きが繰り返えされておりますが、この代表者会議そのものも、わが党議員団三人を議会内で会派と認めず、代表者会議からも排除し、全く議会制民主主義をじゅうりんしております。われわれに票を投じた選挙民を愚弄するものであります。

五百十一人の定数をもつ衆議院においても、二人以上の所属議員を持つ院内団体を会派として認めておりますし、また、津や伊勢の例を見てもそうであり、三人のわが党議員団を会派として認めず代表者会議から排除することは全く不当なことで容認することはできませんし、即刻改めるべきであります。

○臨時議長（伊藤信一君） 佐野君、愚弄という言葉を使ったらあかんではないか。

○佐野光信君 このまま時間を延長して夜間にわたるようなことになれば、さらに深夜に及ぶようなことになれば、

夕食代、電気代あるいは職員の超過勤務手当の支給など多額の経費のむだ遣いになります。

○臨時議長（伊藤信一君） 佐野君、議事進行のみにしなさい。

○佐野光信君 直ちに会期の一日間の延長の手續をとった後、散会して明日午前十時から会議を開くようにして、会期日程中すべての議事を終了することができるようにすることを議事進行として提案いたします。

○臨時議長（伊藤信一君） ただいまの発言につきましては、議会運営委員会で検討していただくことにいたします。

とりあえず本日の会議時間が残り少なくなっておりますので、この際、本日の会議時間はあらかじめこれを延長いたします。

暫時、休憩いたします。

午後五時三十五分休憩

午後九時五十三分再開

○臨時議長（伊藤信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、佐野光信君から発言のありました件については、議会運営委員会で協議していただきましたところ、会期を延長することになりましたので、ご報告いたします。

○臨時議長（伊藤信一君） おはかりいたします。この際、議席の一部変更についてを日程に追加し議題といたし

たいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○臨時議長（伊藤信一君） ご異議なしと認めます。よって、議席の一部変更についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程追加 議席の一部変更について

○臨時議長（伊藤信一君） 議席の一部変更についてを議題といたします。

おはかりいたします。野呂平和君の議席を、ただいまご着席のとおり変更したいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○臨時議長（伊藤信一君） ご異議なしと認めます。よって、野呂平和君の議席をただいまご着席のとおり変更することに決しました。

○臨時議長（伊藤信一君） おはかりいたします。この際、会期の延長についてを日程に追加し、議題といたします。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○臨時議長（伊藤信一君） ご異議なしと認めます。よって、この際会期の延長についてを日程に追加し、議題と

することに決しました。

日程追加 会期の延長について

○臨時議長（伊藤信一君） 会期の延長についてを議題といたします。

おはかりいたします。今期臨時会の会期は、本日一日間と議決されておりますが、議事の都合により会期を五月十三日まで一日間延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○臨時議長（伊藤信一君） ご異議なしと認めます。よって、会期は五月十三日まで一日間延長することに決しました。

○臨時議長（伊藤信一君） おはかりいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○臨時議長（伊藤信一君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決しました。

次回は、明日午前十時より会議を開きます。

本日は、これをもって延会いたします。

午後九時五十五分延会

昭和五十八年五月十三日

四日市市議会臨時会会議録（第二号）

四日市市議会

○議事日程 第二号

昭和五十八年五月十三日(金) 午前十時開議

- 第一 選挙第一号 四日市市議会議長の選挙について
- 第二 選挙第二号 四日市市議会副議長の選挙について
- 第三 発議第二号 四日市市議会常任委員会委員の選任について
- 第四 選挙第三号 四日市、孤野、川越、朝日地区衛生組合議会議員の選挙について
- 第五 選挙第四号 (三泗伝染病隔離病舎組合議会議員の補欠選挙について
- 第六 選挙第五号 北勢公設地方卸売市場組合議会議員の選挙について
- 第七 選挙第六号 四日市港管理組合議会議員の選挙について
- 第八 議案第五八号 専決処分について……………説明、質疑、採決
- 第九 議案第五九号 専決処分について……………
- 第一〇 議案第六〇号 監査委員の選任について……………

○本日の会議に付した事件

- 一、議事日程第一ないし第七
- 一、日程追加 発議第三号 四日市市議会特別委員会の設置について
- 一、日程追加 会期の延長について

○出席議員(四十四名)

本方、臨時議員、臨時議員

相松 青山 小井 伊藤 伊藤 小川 大島 大谷 金谷 川口 川村 喜野 久保 訓也 粉川 小川 相松 尚男 青山 井道 藤信 藤雅 小川 四郎 大島 武雄 大谷 茂生 金谷 洋二 川口 幸善 川村 幸善 喜野 博等 久保 博等 訓也 清隆 粉川 林茂 小川 清隆

小林 後藤 後藤 坂口 佐野 高木 田中 谷口 豊田 中村 永田 野崎 野呂 橋本 古市 堀内 小博 林次 藤寛 藤長 坂正 佐光 高勲 田基 田介 谷睦 豊正 中夫 永巳 野洋 野和 橋藏 古一 堀兵衛 堀士

○出席事務局職員

事務局長	川合一郎
議事課長	板崎大之丞
議事係長	山口克彦
主事	鈴木晴美
主事	鈴木隆

前川辰男	益田力	水野和子	水野幹郎	毛道哉	森真朗	森安吉	山口孝	山本剛	山本勝彦	渡辺一彦
------	-----	------	------	-----	-----	-----	-----	-----	------	------

午前十時一分開議

○臨時議長（伊藤信一君） これより、本日の会議を開きます。
 ただいまの出席議員数は、四十三名であります。
 本日の議事については、お手元に配付の議事日程第二号によりとり進めますので、よろしく願います。
 暫時、休憩いたします。

午前十時二分休憩

○臨時議長（伊藤信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
 この際、本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。
 暫時、休憩いたします。

午後五時三十一分再開

午後五時三十二分休憩

午後八時六分再開

○臨時議長（伊藤信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第一 選挙第一号 四日市市議会議長の選挙について

○臨時議長（伊藤信一君） 日程第一、選挙第一号四日市市議会議長の選挙を行います。
議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（伊藤信一君） ただいまの出席議員数は、四十三名であります。
投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（伊藤信一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（伊藤信一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（伊藤信一君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を一名記入願います。
それでは、順次投票願います。

〔投票〕

○臨時議長（伊藤信一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（伊藤信一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（伊藤信一君） 開票を行います。

会議規則第二十九条第二項の規定により、立会人の後藤寛六君及び伊藤雅敏君を指名いたします。両君の立ち会
いをお願いいたします。

〔立会人登壇〕

〔開票〕

○臨時議長（伊藤信一君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 四十三票

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 四十三票

無効投票 ○票

有効投票中

後藤寛次君 二十四票

坂口正次君 九票
訓覇也男君 七票
小井道夫君 三票
以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は十一票であります。よって、後藤寛次君が四日市市議会議長に当選されました。
後藤寛次君、ごあいさつを願います。

〔議長（後藤寛次君）議場中央に進む〕（拍手）

○議長（後藤寛次君） 長時間熱心なしかも精神的なお話し合いをいただきまして、本当にありがとうございます。ありがとうございました。

そうして、選挙の結果私に責任の重い非常に栄誉な議長の席をいただきまして、まずもってお礼を申し上げます。もとより浅学非才で、私よりも年齢的にも議員歴からいっても先輩もおられる中で、私を選んでいただいたことに対して心からお礼を申し上げます。

この上は、四日市市政発展のため、また伝統ある四日市市議会の議長の席を汚さぬよう、先輩の跡を踏まえまして、誠心誠意、一生懸命にこの道に励むつもりでございますので、いままで以上に皆さんのご支援をいただきたいとお願いいたしました。ごあいさつにかえします。

（拍手）

○臨時議長（伊藤信一君） 以上で臨時議長の職務は終わりましたので、議長と交代いたします。ご協力ありがとうございます。

うございました。

〔臨時議長（伊藤信一君）退席、議長（後藤寛次君）着席〕

日程第二 選挙第二号 四日市市議会副議長の選挙について

○議長（後藤寛次君） 日程第二、選挙第二号四日市市議会副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（後藤寛次君） ただいまの出席議員数は、四十三名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○議長（後藤寛次君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤寛次君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（後藤寛次君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を一名記入願います。

それでは、順次投票を願います。

〔投票〕

○議長（後藤寛次君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤寛次君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（後藤寛次君） 開票を行います。

会議規則二十九条第二項の規定により、立会人に古市元一君及び渡辺一彦君を指名いたします。両君の立ち会いを願います。

〔立会人登壇〕

〔開票〕

○議長（後藤寛次君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 四十三票

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。
そのうち

有効投票 三十四票

無効投票 九票

有効投票中

大島武雄君 三十票

佐野光信君 四票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は九票であります。

よって、大島武雄君が四日市市議会副議長に当選されました。

大島武雄君、ごあいさつを願います。

〔副議長（大島武雄君）議場中央に進む〕（拍手）

○副議長（大島武雄君） たいまは浅学非才の私を副議長という要職にお選びいただきまして、まことにありがとうございました。ありがとうございました。光栄に存じます。

今後議長のもとで、皆さんのお力添えをいただきながら大過なくがんばってまいりたいと考えております。どうか今後ともご指導、ご鞭撻いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

（拍手）

○議長（後藤寛次君） 暫時、休憩いたします。

午後八時三十一分休憩

午後十時十四分再開

○議長（後藤寛次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第三 発議第二号 四日市市議会常任委員会委員の選任について

○議長（後藤寛次君） 日程第三、発議第二号四日市市議会常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

おはかりいたします。委員会条例第六条の規定により、

青山 峯男君 金森 正君 小林 博次君 佐野 光信君

田中 基介君 橋本 増蔵君 古市 元一君 前川 辰男君

益田 力君 渡辺 一彦君 後藤 寛次

以上の十一人を総務委員会委員に、

伊藤 信一君 伊藤 雅敏君 小川 四郎君 川村 幸善君

訓覇 也男君 小林 清隆君 坂口 正次君 豊田 忠正君

野崎 洋君 水野 和子君 毛利 道哉君

以上の十一人を教育民生委員会委員に、

相松 尚君 久保 博正君 粉川 茂君 後藤 長六君

高木 勲君 谷口 廣陸君 堀内 弘士君 水野 幹郎君

森 安吉君 山路 剛君 山本 勝君

以上の十一人を産業公営企業委員会委員に、

小井 道夫君 大島 武雄君 大谷 茂生君 川口 洋二君

喜多野 等君 中村 信夫君 永田 正巳君 野呂 平和君

堀 新兵衛君 森 真寿朗君 山口 孝君

以上の十一人を建設委員会委員に、それぞれ指名したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤寛次君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を、それぞれの常任委員会委員に選任することに決しました。

この際、各常任委員会は、正副委員長互選のため委員会を開会されるようお願いいたします。

総務委員会は第一委員会室、教育民生委員会は第二委員会室、産業公営企業委員会は第三委員会室、建設委員会は第四委員会室といたします。

暫時、休憩いたします。

午後十時十七分休憩

午後十一時二十四分再開

○議長（後藤寛次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、各常任委員会における正副委員長の互選の結果を報告いたします。

総務委員会委員長 渡辺一彦君 副委員長 佐野光信君
教育民生委員会委員長 坂口正次君 副委員長 伊藤雅敏君
産業公営企業委員会委員長 堀内弘士君 副委員長 水野幹郎君
建設委員会委員長 森 真寿朗君 副委員長 永田正巳君
以上のとおりであります。

○議長（後藤寛次君） この際、議会運営委員会委員の氏名を報告いたします。

委員長 川口 洋二君	副委員長 田中 基介君
委員 伊藤 雅敏君	小川 四郎君
	坂口 正次君
	高木 勲君
永田 正巳君	古市 元一君
	堀 新兵衛君
	前川 辰男君
水野 幹郎君	毛利 道哉君
	森 安吉君

以上のとおりであります。

日程第四 選挙第三号 四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合議会議員の選挙について

○議長（後藤寛次君） 日程第四、選挙第三号四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合議会議員七人の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（後藤寛次君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することに決しました。

四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合議会議員に、

青山 峯男君	金森 正君	小林 博次君	佐野 光信君
田中 基介君	橋本 増蔵君	古市 元一君	

を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました諸君を四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（後藤寛次君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました七人の諸君が四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合議会議員に当選されました。

日程第五 選挙第四号 三泗伝染病隔離病舎組合議会議員の補欠選挙について

○議長（後藤寛次君） 日程第五、選挙第四号三泗伝染病隔離病舎組合議会議員五人の補欠選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することにした
たいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤寛次君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は議
長において指名することに決しました。

三四伝染病隔離病舎組合議会議員に、

金森 正君 小林 博次君 田中 基介君 橋本 増蔵君

古市 元一君

を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました諸君を、三四伝染病隔離病舎組合議会議員の当選人と定めるこ
とにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤寛次君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました五人の諸君が三四伝染病隔離
病舎組合議会議員に当選されました。

日程第六 選挙第五号 北勢公設地方卸売市場組合議会議員の選挙について

○議長（後藤寛次君） 日程第六、選挙第五号北勢公設地方卸売市場組合議会議員五人の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することにいたし
たいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤寛次君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は議
長において指名することに決しました。

北勢公設地方卸売市場組合議会議員に、

後藤 長六君 高木 勲君 水野 幹郎君 森 安吉君

山本 勝君

を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました諸君を、北勢公設地方卸売市場組合議会議員の当選人と定める
ことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤寛次君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました五人の諸君が、北勢公設地方
卸売市場組合議会議員に当選されました。

日程第七 選挙第六号 四日市港管理組合議会議員の選挙について

○議長（後藤寛次君） 日程第七、選挙第六号四日市港管理組合議会議員四人の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（後藤寛次君） ただいまの出席議員数は、四十三名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○議長（後藤寛次君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤寛次君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（後藤寛次君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を一名記入願います。それでは、順次投票を願います。

〔投票〕

○議長（後藤寛次君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤寛次君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（後藤寛次君） 開票を行います。

会議規則第二十九条第二項の規定により、立会人に高木勲君及び田中基介君を指名いたします。両君の立ち会いをお願いいたします。

〔立会人登壇〕

〔開票〕

○議長（後藤寛次君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数四十三票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 四十三票

無効投票 ○票

有効投票中

森 安吉君 十票

堀 新兵衛君 十票

古市 元一君 十票
水野 幹郎君 十票
佐野 光信君 三票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、三票であります。

よって、

森 安吉君 堀 新兵衛君 古市 元一君 水野 幹郎君

が四日市港管理組合議会議員に当選されました。

○議長（後藤寛次君） おはかりいたします。この際、発議第三号四日市市議会特別委員会の設置についてを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤寛次君） ご異議なしと認めます。よって、この際本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程追加 発議第三号 四日市市議会特別委員会の設置について

○議長（後藤寛次君） 発議第三号四日市市議会特別委員会の設置についてを議題といたします。

おはかりいたします。本市議会に、公災害対策に関する調査研究及び魚さい問題処理に関する公災害対策特別委員会を設置し、その構成は十三人の委員をもって構成することとし、この特別委員会は議会の閉会中も付託事件について活動ができるものとし、目的が終了するまで存続することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤寛次君） ご異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

おはかりいたします。ただいま設置されました特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第六条の規定により、

相松 尚君	小井 道夫君	伊藤 雅敏君	小川 四郎君
久保 博正君	粉川 茂君	小林 清隆君	田中 基介君
谷口 廣睦君	豊田 忠正君	永田 正巳君	前川 辰男君
山口 孝君			

以上の十三人を公災害対策特別委員会委員に指名いたしましたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤寛次君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を、公災害対策特別委員会委員に選任することに決しました。

○議長（後藤寛次君） おはかりいたします。この際、会期の延長についてを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（後藤寛次君） ご異議なしと認めます。よって、この際会期の延長についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程追加 会期の延長について

○議長（後藤寛次君） 会期の延長についてを議題といたします。

おはかりいたします。今期臨時会の会期は本日までと議決されておりますが、議事の都合により、会期を五月十四日まで一日間延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（後藤寛次君） ご異議なしと認めます。よって、会期は五月十四日まで一日間延長することに決しました。

○議長（後藤寛次君） おはかりいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（後藤寛次君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決しました。

今回は、五月十四日午前零時十五分より会議を開きます。

本日はこれをもって延会いたします。

午後十一時四十三分延会

昭和五十八年五月十四日

四日市市議会臨時会會議録（第三号）

四日市市議会

○議事日程 第三号

昭和五十八年五月十四日(土) 午前零時十五分開議

- 第一 議案第五八号 専決処分について……………説明、質疑、採決
- 第二 議案第五九号 専決処分について……………
- 第三 議案第六〇号 監査委員の選任について……………

○本日の会議に付した事件

- 一、議事日程のとおり

○出席議員(四十二名)

大	小	伊	伊	小	青	相
島	川	藤	藤	井	山	松
武	四	雅	信	道	峯	
雄	郎	敏	一	夫	男	尚

山山山森森毛水水益前堀堀古橋野野永
 本路口利野野田川内市本呂崎田
 安真道幹和辰弘新元增平正
 勝剛孝吉朗哉郎子力男士衛一藏和洋巳

中豐谷田高佐後後小小粉訓久喜川金大
 村田口中木野藤藤林林川霸保野口森谷
 信忠廣基光長寬博清也博洋茂
 夫正陸介勲信六次次隆茂男正等二正生

○欠席議員（二名）

渡 辺 一 彦
川 村 幸 善
坂 口 正 次

○出席議事説明者

市 助 役 加 藤 寛 嗣
市 助 役 三 輪 喜 代 司
市 長 公 室 長 片 岡 一 三
市 長 公 室 長 片 岡 一 三
総 務 部 長 藪 田 一 裕
財 政 部 長 阿 南 輝 彦

○出席事務局職員

事 務 局 長 川 合 一 郎
議 事 課 長 板 崎 大 之 丞
議 事 係 長 山 口 克 彦

主 事 鈴 木 晴 美
主 事 鈴 木 隆

午前零時十六分開議

○議長（後藤寛次君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、四十二名であります。

本日の議事については、お手元に配付の議事日程第三号によりとり進めますので、よろしくお願いいたします。なお、議事説明のために市長初め七名の出席を要求いたしましたので、ご報告いたします。

この際、公災害対策特別委員会における正副委員長の互選の結果を報告いたします。

委員長 山口 孝君 副委員長 前川辰男君

以上のとおりであります。

日程第一 議案第五八号 専決処分について、及び

日程第二 議案第五九号 専決処分について

○議長（後藤寛次君） 日程第一、議案第五十八号専決処分について及び日程第二、議案第五十九号専決処分につ

いての二件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の各議案についてご説明申し上げます。

議案第五十八号は、昭和五十七年度一般会計補正予算第四号の専決処分についてでありまして、年度末に至り農業土木災害復旧事業等に係る補助金の増額決定と、田園都市中核施設整備事業等の起債の最終決定をみましましたので、所要の補正を行ったものであります。

歳入におきましては、農業土木災害の激甚指定に伴う補助率のかさ上げ措置による補助金の増額と、関連する地元負担金、立替金及び市債を減額し、また地方改善施設整備補助金の増額と市債の減額その他の事業に係る市債を減額補正し、特別交付税の増収に伴う地方交付税を追加して予算の組みかえ補正を行うとともに、関連する地方債の変更を行ったものであります。

議案第五十九号は、去る四月一日から施行されました地方税法の一部改正に伴い、法人市民税の課税区分の変更及び税率の引き上げ、区分所有に係る建物の敷地に対する固定資産税の課税方法の変更など、市税条例の一部改正について、急施を要するためやむを得ず地方自治法第七十九条の規定に基づき専決処分したものであります。

以上が各議案の概要であります。どうかよろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤寛次君） 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 議案第五十九号につきまして財政部長にお尋ねいたします。

市税条例十八条一項二号の表の改正による五十八年度市税の増収額の見込額はどのように立てておみえになるかということが一点でございます。

二点目は、今回の法改正による制限税率を資本金一億円を超える法人に対して適用した場合、その制限税率適用分の増収額の見込額はどのように立ててみえるかということでございます。

次に、百二十条の十第一項に三号の追加を行うという関係についてでございますが、特別の事由とはどんな場合を想定しておられるか、明らかにしていただきたいと思えます。

○議長（後藤寛次君） 財政部長。

〔財政部長（阿南輝彦君）登壇〕

○財政部長（阿南輝彦君） この法人市民税の均等割の改正によりまして、おおむね一億一千万円ぐらいの増収になるものと見込んでおります。

それから、第二点の、ただいまの資本金一億円以上のものについて制限税率をいっばいまで持っていった場合どうなるかというご質問でございますが、私ども、先ほどお答えしたような標準税率をもって五十八年度の見込みを立てているわけでございますが、そのような不均一な形での想定はしていないわけでございますけれども、仮にいまのご指摘の点を試算するとすれば、法人数の変動等もありますが、数千万円ぐらいになるのじゃないかと思われまます。

それから三点目の特別な事由ということにつきましては、現在何らかの想定をして、このような追加項目を設けているわけではなくて、地方税法の改正あるいは準則の改正によりまして、そのような指導があるわけでございますが、将来何かこれに該当するような事由が発生をするかもしれないということで、何ら特定の目標を持った挿入ではございません。以上でございます。

○議長（後藤寛次君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 先ほどのご答弁で、制限税率を資本金一億円を超える法人に対して適用した場合と申し上げて、数千万円というお答えでございますが、私が試算してみますと、約五千万円ほどくらいになるのではないかと思うわけでございます。年間約五千万円という額は、財政難と言われる今日の市財政にあってはきわめて重みのある新財源となり得るものではないかと思うわけです。五千万円という年間の増収分が仮にあるとすると、市財政の中でどういう重みを持つか、この点について市長はどうお考えになりましようか。

ちなみに、単年度五千三百万円の税収があれば、年間少なくとも一億五千万から二億円の市民のための事業ができると思うわけですが、こういう点も含めてお答えをいただきたいと思えます。

ごうした有力な新財源となる法人市民税の大企業法人に対しての不均一制限税率課税の実施については、私どももまた五十七年六月でしたか、川口議員からも提起されまして、もうしばらく考えたいということを繰り返してこられました。

その理由といたしまして、四日市にある大規模企業の大半が不況に立っておることを挙げておられたわけでございます。いろいろそのほかにも理由を挙げておられますけれども、結局実施をためらっておられるわけですが、しかし、今回法改正された均等割に限って見た場合に、税率の引き上げは全体として二倍程度となっておりまして、概して中小企業ほど上げ幅が大きく、資本金五十億円を超える、従業員百人を超える場合は一・五倍程度です。資本金十億円を超える、従業員百人を超える場合は一・七五倍の引き上げでしかございません。これらの大企業に制限税率を適用してもなおそれぞれ一・七五倍と二・五倍、金額にしてそれぞれ三十万円の引き上げにすぎないわけです。資本金一億円を超える法人全体について言えば、これらの法人に制限税率を適用しても、そのことによる引き上げ額は四万円から最高三十万円ではないわけです。こういう資本金五十億円を超える法人、あるいは十億円を超える法人、あるいは一億円を超える法人で均等割制限税率適用によるあと四万円から三十万円の負担を願うことによつて市全体は年間約五千万円ほどの増収となるわけでございますけれども、果してこれら大企業にとつていかに経営が厳しいとはいえ、あと四万円ないし三十万円の負担が絶対にできないものと考えられるかどうか。

今回のような地方税法上の税率改正の機会にこそ、資本金一億円以上の大企業に対する均等割について制限税率適用を英断すべきではなかったかと思うんですが、こういう点について市長のお考えを伺いたいと思えます。

それとも、この今回の地方税法の改正による均等割税率が引き上げられたことをもって、もう制限税率適用という問題は均等割についてもきつぱりと断念をされたのかどうか、この辺をお伺いしたいと思います。

それから、特別土地保有税の関係ですが、この特別事由というのは、いま具体的には想定していないということのようにございますけれども、将来企業誘致上の特別優遇減免にも適用することになるのかどうか。改めて伺っておきたいと思えます。

○議長（後藤寛次君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） お答えをいたします。去る三月議会でも一般質問の中でたしかご議論があったというふうに思っておりますが、私はそのときに、私の考え方として、今日の社会経済情勢を踏まえて、いまこれを制限税率いっばいまで持っていくということについては、受け取り側の打撃が少し大き過ぎるんではなからうかと、こういうような答弁をしたように記憶をいたしております。詳細は、いま手元にございませんが、そういうふうにお答えしたと記憶いたしておりますが、今回の改正に当たりまして、さていまの時期でどうだろうかということを一応私も私なりに考えてみたわけでございます。

まず、増税ということ自体が、今日かなり議論になっているところでございまして、確かにおっしゃるよう一億円以上の企業の均等割の制限税率いっばいまで持っていくということでございますから、それぞれの企業にとつての一つの単位というものは、私はそんなに大きなものではないというふうに思っております。全体をまとめれば、先ほどお話のありましたように約五千万円くらいということでございますから、これはこのお金の使い方をうまくやれば、いまおっしゃるように国の補助金、補助裏あるいは起債等と合わせて考えますと、三倍くらいは使えるということですから、四日市の財政にとって今日大変厳しい状況にありますから、そういうこともひとつ考慮に入れないければならない問題ではあらうかというふうに思っております。

ただ、今日こういうような制限税率いっばいまで持っていく、あるいは制限税率まで持っていくかなくても、その中間で標準税率と制限税率との中間をとっていくというような方式もやれないわけではございません。そういう意味で、いろいろ私もそれなりに考えてみたわけでございますが、今日の状況ではなおもう少し時期を待ちたいというふうに考えておるところでございます。

その理由としては、経済情勢は三月の時点と今日の時点とそう大きく変わってはおりませんので、申し上げるのは差し控えさせていただきますが、全体の各都市の傾向をながめてみますと、まだ標準税率のところの方が多いということでございます。特に愛知県、三重県等をとりますと、中間税率のところは三重県では鈴鹿、それから四日市、制限税率まで持っていておところは尾鷲と上野市でございます。その他は全部標準税率でいっております。企業誘致等を考える場合に、今日の時点でまだもう少し時期を見た方がいいと、こういうふうに考えておるところでございます。

土地保有税の問題につきましては、そういう企業誘致のための減免ということは、そういったようなことではございませんので、私は考えるつもりは毛頭ございません。以上でございます。

○議長（後藤寛次君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 端的に申し上げて、個々の企業があと四万円ないし最高でも三十万円の負担をするという点が実際に無理かどうか。四日市の法人市民としての責務も果たしてもらおうという意味で、一方で市民にはほとんど料金を値上げしていますが、法人にだけそういう配慮は、特に四万円から最高でも三十万円を余分にさせていただくことにそんなに配慮しなきゃならないのかどうか。そのところが非常に市長の政治姿勢なりにかかわっていると思うんです。ここをお尋ねしているわけでございます。

○議長（後藤寛次君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 私は、金額のことについては、先ほど申し上げたとおりでございます。税金をよそより高くするということの受け取り方の問題を言っているわけでございます。以上でございます。

○議長（後藤寛次君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 議案第五十九号についての反対意見を述べたいと思います。

今回の市税条例の一部改正のもとになっております地方税法の一部改正は、自民党の賛成だけで成立したものでありますけれども、わが党は、この改正が個人住民税減税三年連続見送りをしていること、二倍程度引き上げられた法人市民税の均等割について中小企業ほど上げ幅が重いことなどから反対したところでございます。

さらに今回の市税条例の一部改正についての市長の専決処分には、私どもは次の理由を加えて反対するものであります。

一つ、法人市民税均等割税率改正の機会に、かねてわれわれが主張してきました資本金一億円以上の大規模法人に制限税率を適用することにより、年間約五千万円もの増収が得られ、財政難と言われる中で市財政にとってき

わめて重みのある財源たり得るにもかかわらず、これを実施しなかったこと。

二番目は、特別土地保有税の減免規定に特別の事由があるものを加えたことは、特定の企業に特別優遇措置を講ずる道を開くことになる危険があること。以上でございます。

○議長（後藤寛次君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第五十九号専決処分についてを起立により採決いたします。

本件は、これを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤寛次君） 起立多数であります。よって、本件はこれを承認することに決しました。

次に、議案第五十八号専決処分についてを採決いたします。

本件は、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤寛次君） ご異議なしと認めます。よって、本件はこれを承認することに決しました。

日程第三 議案第六〇号 監査委員の選任について

○議長（後藤寛次君） 日程第三、議案第六十号監査委員の選任についてを議題といたします。

本件は、中村信夫君及び山路剛君の一人上に関する事件でありますので、地方自治法第一百七条の規定により両

君の退席を求めます。

〔中村信夫君、山路剛君退席〕

○議長（後藤寛次君） 提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の議案第六十号は、議会の議員のうちから選任する監査委員として、中村信夫君、山路剛氏を選任したいと存じ、ご同意をお願いするものであります。

○議長（後藤寛次君） 提案理由は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 今議会のこれまでのいろいろな経過の中で、私個人的な問題にわたりますけれども、監査委員を希望してきたところでございますけれども、正式に議会としての選択をしない中で市長があえて二人にしばって提案をされたことについての所見を伺いたいと思います。

○議長（後藤寛次君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 私は、議会のご意向を受けてご提案をさせていただいたつもりであります。

○議長（後藤寛次君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 市長は、議会の意向ということでございますけれども、本会議において、この問題について議論されて、その帰趨が決められたわけではございません。

私は、そういう市長のご説明では納得できません。

○議長（後藤寛次君） 暫時、休憩いたします。

午前零時四十二分休憩

○議長（後藤寛次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

他にご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤寛次君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を起立により採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤寛次君） 起立多数であります。よって、本件は、これに同意することに決しました。

午前一時四十四分再開

○議長（後藤寛次君） 以上をもちまして、今期臨時会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、昭和五十八年五月、四日市市議会臨時会を閉会いたします。

午前一時四十六分閉会

右、地方自治法第二百二十三条第二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会臨時議長 伊藤 信 一

四日市市議会議長 後藤 寛 次

署 名 議 員 永 田 正 巳

署 名 議 員 森 真 寿 朗